

配置販売業の新型コロナウイルス感染症対策 ガイドラインが全国配置薬協会より発表される

発行：日本置き薬協会 事務局

(一社)全国配置薬協会は、11月2日、傘下の都道府県配置協会、協議会並びに関係団体等宛てに「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策ガイドライン」を通知し、会員配置薬業者への通知を呼び掛けた。

同会では4月、政府が新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を打ち出す中、消費者に必要な医薬品供給する医療従事者の一員として、感染防止の取り組みを徹底しながら配置販売業務を継続するために、指針「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について」を策定し、会員配置業者の適正な対応を促してきた。



緊急事態解除後も新たな生活様式に沿って感染拡大防止対策を徹底しエッセンシャルワーカーとしての役割を担うために新たなガイドラインを作成。併せてホームページ上の「新型コロナウイルス感染症対策コーナー」のバナーにこれを掲載した。

(以上「家庭薬新聞」令和2年11月5日号より抜粋)

ガイドラインにある配置業界ならではの対策事項を抜粋して以下に紹介する。

得意先への訪問時の感染予防対策の具体例

- 訪問前に電話連絡等を入れ、訪問の可否を確認する。得意先に高齢者や基礎疾患を持つ人がいる場合は、特に感染防止に留意する。
- 消毒用アルコール等を常時携行し、業務を行う前に必ず手指の消毒を励行する。また得意先を退去した後も手指の消毒を行う。
- 得意先に滞在中は、玄関ドアを開けたままにするなどし、密閉を避ける。
- 得意先での滞在は極力短時間とする。
- 得意先からの認めサイン等を貰う場合、ボールペン等は得意先で用意して貰うようにする。

配置販売業従事者の感染予防・健康管理

- ユニフォーム等はこまめに洗濯する。
- 時差出勤を導入したり、営業車の貸与等により公共交通機関による出勤を避けるなどする。またフレックスタイムの導入等により事務所に三密が発生しないよう留意する。
- 得意先への直行、直帰を認める。
- 日報作成等の業務は在宅でも行えることとする、
- 事務所内では固定電話等の共用設備の消毒を徹底する。
- 感染者が出た場合のバックアップ体制と責任者について事前にきめておく。

本件に関するお問合せ先 **日本置き薬協会 事務局**

〒332-0034 埼玉県川口市並木2-30-6 内外救急薬品内
Tel 080-5514-7511 (有馬) fax 048-251-9657